

「賃貸型応急住宅」とは、災害により居住が困難になった方を対象に、一定期間、県が民間賃貸住宅（アパート、貸家等）を借り上げて、供与する住宅のことをいいます。家主と千葉県と被災者の三者で賃貸借契約をします。

